

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	品川区障害者福祉手当支給等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、品川区障害者福祉手当支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区長

公表日

平成29年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	品川区障害者福祉手当支給等に関する事務
②事務の概要	品川区障害者福祉手当条例、同施行規則に基づき、障害者の福祉の増進を図るため、障害者に障害者福祉手当(以下「手当」)の支給を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う具体的な事務は以下のとおり。 ①窓口において、「障害者福祉手当認定申請書(受給者現況届)」の受理および資格審査・支給決定を行う。 ②資格消失や転居等により資格状態に変化が生じた手当受給者に対して、「障害者福祉手当異動(消滅)届」による資格の更新処理を行う。
③システムの名称	GPRIME 福祉総合システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
品川区障害者福祉手当支給等に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27)第19条第14項、特定個人情報保護委員会規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区障害者福祉課
②所属長	中山 文子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 福祉部 障害者福祉課 障害者福祉係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

